早期介入ステップ

早期介入プログラムに関するご両親のための基本ガイド





Early Intervention Program (早期介入プログラム)

目次

- 1 ようこそ早期介入プログラムへ
- 2 紹介:最初のステップ
- 3 イニシャル・サービス・コーディネーター
- 5 お子様の評価
- 6 家族評価
- 7 家族別サービスプラン
- 9 自然環境
- 10 継続的サービス・コーディネーター
- 11 健康保険情報
- 13 移行: お子様の次のステップ
- 15 親としての権利
- 17 早期介入プログラム連絡先情報
- 18 「早期介入ステップ」チャート
- 19 サンプルレター

当ガイドで使用されている 共通の略語

FI	Farly	Intervention	(早期介入)
г	ranv		1

EIO Early Intervention Official (早期介入担当者)

EIP Early Intervention Program (早期介入プログラム)

IFSP Individualized Family Service Plan (家族別サービスプラン)

ISC Initial Service Coordinator (イニシャル・サービス・コーディネーター)

MDE Multidisciplinary Evaluation (多角的評価)

NYS New York State (ニューヨーク州)

OSC Ongoing Service Coordinator (継続的サービス・コーディネーター)

早期介入ステップ:早期介入プログラムに関するご両親のための基本ガイドは、早期介入プログラムに関する詳細な情報をオンラインでご提供する資料です。この冊子に書かれている内容には、親として効果的な支援者であるためのヒント、重要な評価情報のチェックリスト、およびご両親が適正な法的手続を行使するために役立つサンプルレターなどがあります。この冊子は、以下のウェブアドレスからご入手いただけます:www.nyhealth.gov/publications/0532/index.htm.

ようこそ 早期介入プログラム



ニューヨーク州早期介入プログラム(EIP)は、全国的なEIPの一部です。これは、発達遅滞や障害のために、他の子どもたちと同じように発達ができない3才未満の乳児・幼児を対象としてしています。障害とは、子どもが発育上の問題につながる可能性のある身体的または精神的状態であるという診断を受けていることを意味します。これには、自閉症、ダウン症候群、運動障害、視覚・聴覚上の問題などが含まれます(ただし、これらだけに限られるものではありません)。発達遅滞とは、子どもが発育、学習、思考、意思疎通など、一部の分野において発達が遅れていることをいいます。

最初のステップは、お住まいの郡に所在するEIPに お子様をご紹介いただくことです。ニューヨーク州 (NYS) のすべての郡、およびニューヨーク市には EIPがあります。サービスを必要とするお子様は、 まずEIPにご紹介いただく必要があります。お子様 の発達について心配な点がある場合、ご両親はEIP にお子様をご紹介いただくことができます。NYSで は、発達上の問題が疑われる場合、お子様をEIPに ご紹介いただくために、所定の専門家が必要となり ます。ご紹介後、お子様には適格な専門家による評 価を受けていただきます。お子様が対象であること が判明した場合、お住まいの郡のEIPまたはニュー ヨーク市のEIPが、サービス適用のお手伝いをしま す。個人保険およびメディケイド (Medicaid) を含 む健康保険を早期介入サービスの支払いにご利用い ただくことができます。EIPサービスは無料で提供 されなければならず、あなたの保険の補償範囲に影 響することはありません。

早期介入(EI)サービスは、ご両親とご家族に以下のようなお手伝いをいたします。

- •お子様の世話をする上での最適な方法の学習
- ・お子様の発達の支援および促進 および
- ・お子様が家族やコミュニティの活動へ参加する こと



早期介入サービスは、お子様が日常的に過ごすコミュニティのどこでも提供可能で、以下のような場所が含まれます:

- ・ご自宅
- •お子様が通っている託児所または個人託児所
- ・コミュニティ/リクリエーション・センター、 保育園、遊び場、図書館、その他で両親やお子 様が娯楽や支援のために訪れるあらゆる場所 お よび
- 幼児教育プログラムおよびセンター(Early Head Startなど)



紹介:最初のステップ

お子様の発達に関する懸念がある場合、で両親の反対がない限り、医師などの専門家から、お子様(乳児・幼児)をEIPに紹介することができます。懸念がある場合、お住まいの郡のEIPにお子様を紹介することができます。郡の連絡先はインターネットで次のアドレスに掲載されています: www.health.ny.gov/community/infants_children/early intervention/county eip.htm

または、「Growing Up Healthy」の24時間ホットライン 1-800-522-5006にお電話ください。ニューヨーク市からは、311にお電話ください。かかりつけの医師またはどなたか信頼できる方と相談して、紹介に関する協力をお願いしても結構です。紹介プロセスでは、ご両親にEIPについて知っていただくためのお手伝いをいたします。ご両親は、EIPがご自分とお子様にとって意義があるかどうかを判断する必要があります。お子様がプログラムの評価を受け、サービスを受ける前に、ご両親から書面による同意を提出していただく必要があります。







イニシャル・サービス・ コーディネーター



EIPにおいてご両親に最初にお会いする人物の一人が、イニシャル・サービス・コーディネーター(ISC)です。ISCは、お子様の発達に関するご両親の懸念について、お話しをお伺いします。ISCは、EIPに関するご両親の質問にお答えします。

また、ISCは次のようなことも行います:

- ・ご家族の権利を確認し、ご両親が理解できるようにお伝えします。
- ・EIPに関するお子様の評価についてお話しし、その評価によってお子様へのEIPによるサービスの適用可否がどのように決定されるかをご説明します。
- ・お住まいの郡における評価者のリストを提供し、 お子様とご家族のニーズに合った評価者の選択を お手伝いします。



- ご両親の同意に基づき、お子様の評価を手配します。
- ・必要があれば、お子様の評価のための送迎の 手配をいたします。
- ・ご両親のご要望があれば、お子様の評価に同席 します。
- NYSではEIサービスはご家族の費用負担なしで提供されなければならないことを、ご両親にお伝えします。ただし、NYSでのEIPへの支払い方法には、EIサービスの費用還付のための公的保険(メディケイドやChild Health Plusなど)や個人保険(United Healthcareなど)の利用が含まれます。
- ・お子様の保険適用(公的保険、個人保険を含む) のための情報および書類を収集します。収集する 情報には次のものが含まれます:保険契約のタ イプ、医療給付プラン、保険会社またはプラン 管理者の名称、保険契約またはプランの識別番 号、保険の補償のタイプ、および保険請求に必 要なその他のあらゆる情報
- ・ご家族の健康保険に関する権利と責任について ご説明し、ご家族の保険金給付に関し、法律に よって規定されている保護に関するご質問にお 答えします。

お子様の評価の結果、EIPの適用資格が示された場合、ISCは、以下を行います:

- EIPに関するご両親の質問にお答えします。
- ・家族別サービスプラン(IFSP)を作成するための ミーティングを設定します。
- そのミーティングの概要、必要となる他の出席者、および招集することができる人について、 で両親にご説明します。
- ・健康保険をどのように使用できるか、および 早期介入サービスが無料で提供されることを説 明します。
- ・お子様が保険に加入されていない場合、ISCは メディケイド、Child Health Plus、社会保障障害 所得を含め、ご家族が対象となる可能性がある 給付プログラムの特定および申請をお手伝いする



責任を負っていますが、ただし、EIPサービス提供を受ける上で、加入は必須ではありません。

- ・ご家族の個人保険の補償範囲の状況およびメディケイドの状況について情報を取得します。
- •問題が発生した場合の解決をお手伝いします。 これには、ご両親とお子様が必要とするサービスとの不一致などが含まれます。
- ・ご家族のお役に立つ可能性があるその他のプログラムやサービスに関する情報をご提供します。これには、NYS障害者福祉支援局(OPWDD)の適用資格や、利用可能なプログラムおよびサービスが含まれます。
- OPWDDのプログラムおよびサービスのお子様へ の適用可能性について、ご両親およびお子様の 評価者と話し合います。

・ご両親の同意に基づき、OPWDDプログラムおよびサービスのお子様への適用可能性について、適切なOPWDDの窓口担当者に連絡します。ご両親が興味をお持ちであれば、担当のサービス・コーディネーターがOPWDDへの紹介をお手伝いします。

評価の結果、お子様がEIPの適用外であることが示された場合、担当のISCからお役に立つ可能性があるその他のサービスについてお知らせいたします。評価結果にご納得がいかない場合、決定に不服を申し立てることができます。評価結果にご納得がいかなければ、「早期介入プログラムにおける親としての権利」のセクションをお読みいただき、選択できるオプションをご確認いただくことができます。





お子様の評価

EIPがお子様と家族のために役立つとご判断されたら、 次のステップはお子様の評価です。この評価は、多角 的評価(MDE)と呼ばれています。「多角的」とは、 様々な分野や職業の有資格専門家によるチームが、お 子様の評価に参加するということを意味します。所定 の診断状態にある子どもは、自動的にEIPの対象となり ます。そのようなお子様について、MDEの目的は、発 達のあらゆる領域におけるお子様の長所、ニーズ、お よび現在の機能のレベルを評価することにあります。 IFSPの作成に役立てるために評価される発達の領域に は、次の5つがあります: 認知(学習と思考)、身体 (発育、視覚および聴覚、ならびに粗大運動および微 細運動能力)、意思疎通(理解および言葉の使用)、 社会情緒(他人との関係)、および適応力(食物摂取 などの自助スキル)です。発達遅滞が疑われる場合、 お子様がEIサービスおよび支援の適用対象となるかど うか判断するための評価が行われます。

ISCは、ニューヨーク州保健局によって認定された評価者のリストから、あらゆる評価のオプションをご両親と共に協議する責任を負っています。これには、お子様のニーズ、評価者の所在地、実施される評価の種類、および評価の実施場所(ご自宅か評価機関か)に基づき、ご両親が最適な評価者を決定するお手伝いをすることが含まれます。

選択する評価者が決まったら、ご両親か、またはご両親の同意に基づきISCが、評価者に電話してお子様の評価の予約を取ります。評価実施前に、ご両親から書面による同意を提出していただく必要があります。評価プロセスは、ご家庭で話されている言語を含め、お子様およびご家族の文化的背景に対応したものでなければならないことになっています。

お子様のMDEには、以下が含まれます。

- ・健康評価(視覚および聴覚検査を含む) お子様の。 健康評価は、可能な限り、お子様のかかりつけの医 療機関で受けることが推奨されます。お子様が最近 健康診断を受けている場合は、新たに受ける必要は ありません。
- ・ご両親の同意に基づき、役立つ可能性があるお子様 の過去の記録の確認
- ・発達の各領域(身体、認知、意思疎通、社会情緒および適応力)におけるお子様の長所およびニーズの評価
- ・お子様の発達に関するご両親の懸念、およびお子様 の状況に関するご両親との面談
- •EIサービスが自宅以外で行われる場合の、お子様の 送迎に関するニーズの協議

MDEの結果は、お子様のEIP適用の可否を決定するために利用されます。 ご両親と評価チームはミーティングを行い、お子様の発達の進展に関するすべての情報を検討します。評価チームは、ご両親と会話して、お子様がEIPの基準を満たす発達遅滞の状態にあるか、または身体的/精神的状態の診断を受けており、その結果EIPの適用対象となるかどうかを確認します。





家族評価

お子様のMDEの一環として、ご両親には任意の家族評価に参加する機会が与えられます。これは必須ではありません。家族評価は、家族志向であり、お子様のお世話および発達促進に関連するご家族のリソース、優先事項および懸念の特定に役立てるために利用されるものです。これは、ご両親の育児スキルを試すために行うものではありません。家族評価は、お子様の評価チームのメンバーとの1対1の個人的な話し合いにおいて、ご両親またはご家族から提供された情報に基づく

ものです。家族評価は、EIサービスまたはその他のコミュニティ・サービスまたは支援から、ご両親が何を必要とするかを検討するために役立つことがあります。また、ご両親がIFSPミーティングの準備をする際にも役立つことがあります。ご両親から共有された情報は、すべて秘密厳守として扱われます。ご両親には、評価の情報の中からどの情報を評価レポートに含め、IFSPミーティングにおいて検討対象とするかをお決めいただきます。



* Common of the common of the

家族別 サービスプラン

家族別サービスプラン(IFSP)は、文書によって提供 される、あなたおよびご家族のためだけに特別に設計 されるプランで、お子様とご家族がお受けになるEIサ ービスの概要と説明をご提供するものです。MDEによ って、お子様にEIPが適用となることが示された場合、 担当ISCはIFSPミーティングを設定し、IFSPの作成に取 り掛かります。IFSPはとても大切な文書で、ご両親はそ の作成において重要なメンバーの一員となります。も し、プランについて考える時間がもっと必要な場合は お申し出ください。プランについてご家族と相談され たい場合や、プランが本当にお子様とご家族のニーズ を満たしているか、検討したい場合もあるでしょう。 プランが完成すると、ご両親はIFSPへのサインを求めら れます。IFSPにサインすると、あなたがIFSPミーティン グにご出席されており、プランのサービスに同意され たことを示すことになります。また、EIサービスの開始 にも同意することになります。

あなたとIFSPチームがIFSPに合意できない場合、あなたはIFSPにサインする必要はありません。同意されたサービスの開始について書面により同意を示し、適正な法的手続の権利を行使し、相違について解決することもできます。

担当のISCがIFSPミーティングで何が行われるかをご両 親にお伝えし、準備をお手伝いします。以下は、IFSP ミーティングについて知っておくべき重要事項です:

- IFSPミーティングは、ご両親とご家族にとって都合のよい日時と場所で実施されなければなりません。
- ・ご両親、担当ISC、お住まいの郡の早期介入担当者 (EIO) および評価チーム、またはチームから選ば れたメンバーが、ミーティングに出席しなければな りません。
- ・ご両親は、ご家族、友人、ベビーシッター、または 児童保育提供者など、その他の方々をIFSPミーティ ングに招集しても構いません。
- ・担当ISCが、ご両親の同意に基づき、その他の方々をミーティングに招集することもできます。
- ご両親から弁護士にミーティングの出席を依頼する こともできます。



- ・ご両親、担当ISC、お子様の評価者、および担当EIO がお子様の発達に関して収集された情報について検討し、協力してEIPがお子様とご家族にとってどのように役立つかを判断します。
- ・お子様の発達に関連するご家族のリソース、優先事 項および懸念について話し合います。
- ・ご両親は、お子様およびご家族にとっての成果(お子様の発達についてご両親が期待する改善)を特定する上で貢献します。
- ・ご両親が望まれる成果を達成するための戦略、活動、 およびサービスを作成し、プランに記載します。
- ・必要に応じ、ご両親のとってのレスパイトサービスのニーズについて協議し、お子様およびご家族の個別のニーズに基づいて決定します。レスパイトサービスは、お子様にとって必要な介護の負担を一時的に軽減するためにご利用いただけます。レスパイトは、ご自宅、またはその他の適切な場所で提供可能です。
- サービスをIFSPに含めるためには、ご両親および IFSPチームの全メンバーがそのサービスに合意する 必要があります。

・あなたは、いずれのEIサービスについても了承また は拒否することができます。その場合、IFSPで指定 されたその他のEIサービスをお子様が受ける権利に は一切影響がありません。

あなたのご家族IFSPには、以下の情報が含まれます。

- お子様の現在の機能のレベルの報告書
- ・ご両親の同意により、お子様の発達に関連するご家 族のリソース、優先事項および懸念に関する報告書
- ・EIサービスから期待される主な成果の説明書 IFSPの 成果は、意義のあるもので、お子様とご家族のニーズおよび優先事項に基づくものである必要があります。
- 送迎を含む、お子様とご家族にニーズに応える為に 必要なEIサービス の明細書
- ・お子様がデイケアを利用する場合のプラン、および必要に応じ、お子様のニーズに対応するための、EI サービス・プロバイダーによるデイケア・スタッフ のトレーニング・プラン
- ・特定の医療専門家による指示/処方を必要とするEI サービスについて、医師、医師助手またはナース・ プラクティショナーの指示または処方
- ・お子様またはご家族が必要とする医療サービスで EIPによる提供または支払いの対象とならないもの を含む、その他のサービスの明細書

- IFSPミーティング後、あなたがプランに 署名し、同意を示してから最短で可能な サービス開始予定日
- ・プランを実行に移す手助けをする継続的サービス・ コーディネーターの名前
- ・就学前特別教育サービスなど、その他のサービスにお子様とご家族が移行することを支援する手続。 EIPでは、これを移行プランと呼んでいます。
- ・EIサービスが提供される自然環境に関する説明書「自然環境」とは、コミュニティにおいて乳児や幼児が通常過ごす環境を意味します。これは、あなたのご自宅、またはデイケアや遊び場などその他のコミュニティ内の場所が含まれます。

サービスは、ご両親がIFSPに提示されたEIサービスへの同意を示した後、できる限り早期に開始される必要があります。担当EIOは、お子様とご家族のためにIFSPを評価し、必要に応じて修正するために、少なくとも年1回ミーティングを招集しなければなりません。また、EIOには、6ヵ月に1回、またはご両親からの依頼があればそれ以上の頻度で、IFSPを見直すように徹底する責任があります。





自然環境

EIPを作成した連邦法は、EIサービスはできる限り自然な環境において提供されなければならないとしています。自然環境とは、乳児や幼児(特殊なニーズの有無に関わらず)およびその家族が、彼らにとって重要であり、重要な学習機会となる日常的な日課や活動に参加する環境を意味します。自然環境には、ご自宅、保育が提供される場所、遊び場、レストラン、公共交通機関、図書館、スーパーマーケット、教会、およびその他のコミュニティの環境が含まれます。自然環境は、単なる場所や立地だけでに関するものではありません。また、自然環境には家

族の食事、入浴、就寝、「家族の」お祝い事、家事、家族や友人の訪問など、家族の日常的な日課や活動も含まれます。もしそれがあなたのお子様に最適な環境であるなら、EIサービスを専門とする機関や学校で提供されているサービスを利用できる場合もあります。自然環境は、特別なニーズがある子どもも、そうでない子どもも一緒に生活し、学んだり、遊んだり、コミュニティ/近隣の活動やイベントに参加する環境ですので、すべての子どもたちがお互いから学びあう機会があるのです。





継続的サービス・ コーディネーター

最初のIFSPミーティングにおいて、ご両親は継続的サービス・コーディネーター(OSC)を選任することを求められます。OSCはISCと同じでなくても構いません。OSCの選択は、重要な判断です。このサービス・コーディネーターには、あなたのIFSPを実行に移す責任があります。

あなたの継続的サービス・コーディネーターには、 以下の責任もあります:

- ・プロバイダーの選定に影響を与える、スケジュールやご家族がお持ちのニーズについてご両親 と相談します
- ・あなたのIFSPを見直し、お子様とご家族の早期介入サービス・ニーズを明らかにします
- で両親に連絡し、スケジュール、サービスおよびその他のニーズを確認します
- IFSPに含まれるサービスを提供するために、ニューヨーク州保健局の認可を受け契約しているプロバイダーを選定し、手配を行います
- ・ご両親と選定されたプロバイダーの間の連絡の 手配をいたします
- ・EIサービスと、ご家族が利用しているその他のサービス(デイケアなど)との調整を行います
- ・お子様とご家族があなたのIFSPに含まれるすべて のサービスを確実に利用できるようにします
- ・スケジュール作成および初回のサービスが、要求された時間枠の中で確実に行われるように、 で両親と選任されたプロバイダーに対するフォローアップを行います
- アドボカシー・サービスについてで両親にお伝えします
- IFSPの6ヵ月レビューと年次評価の実施を徹底します

- •6ヵ月レビューと年次評価の間にIFSPの変更が必要となった場合に、その変更のお手伝いをします
- ・必要に応じて、ご家族の保険情報の更新を行います。あなたはOSCに、メディケイドや Child Health Plusを含め、ご家族の保険契約に変更がないかどうかを伝える必要があります
- ・お子様のEIPから就学前特別教育サービスへの移 行の可能性について、学区に通知を行います。
- ・ご両親とお子様がEIPを離れ新たなサービスに移行する上で必要な手続を含む、移行プランを作成するためにご両親とミーティングを行います





健康保険情報

担当サービス・コーディネーターにとって、ご家族が加入している最新の正確な健康保険情報を入手することは、非常に重要なことです。担当サービス・コーディネーターは、ご家族が加入してる健康保険プランの種類をあなたと一緒に調査し、そのプランがニューヨーク州保険法の下で運用されている

(「規制対象」)か、またはニューヨーク州保険法の下で規制されていないか(「規制対象外」)かを確認するお手伝いをします。また、担当サービス・コーディネーターは、ご家族の保険契約の下でお子様が受けることができる給付の範囲について情報も入手します。

で家族の健康保険プランがニューヨーク州保険法の 規制対象外である場合、あなたが書面による 同意書 を提出しなければ、請求されません。

健康保険補償節囲のタイプ

メディケイドおよびメディケイド管理看護プラン (Medicaid Managed Care plans)は、州全体で多 くの医療プランによって運営されています。サービ スは、直接メディケイドに請求されます。

Child Health Plan(CHP)は、州全体で多くの 医療プランによって運営されています。EIPに関して、CHPはNYS保険法に従います。

ニューヨーク州以外で発行/作成された健康保険プランは、規制対象外です(例:他の州で発行されたブルークロス/ブルーシールド・プランは、規制対象外です)。

医療費支出口座/医療費貯蓄口座(HSA)は、医療用の貯蓄口座であり、保険とは見なされません。サービス・コーディネーターは、これらの口座に関する情報を収集するべきではありません。

担当ISCは、ニューヨーク州公共衛生法および保険 法に関する要件についても、以下を含めご両親と協 議します。

- ・ニューヨーク州公衆衛生法の下では、EIサービス はご両親の費用負担なしで提供されなけれなり ません。
- ・民間保険およびメディケイドは、NYSのEIサービスに対する支払いシステムの一部です。これらの民間の支払人は、EIPにとって重要なリソースです

- ・健康保険は、お子様/ご家族の保険契約が規制 対象である場合、または規制対象外であなたの 同意がある場合にのみ、EIPの支払に使用されま すおよび
- ・サービスの調整および評価を含め、お子様のIFSP に含まれるすべてのEIPサービスは、あなたが保 険情報の提供を拒否した場合、またはお子様が 保険の補償対象でない場合でも、提供されなければなりません

規制対象保険の利用に対する保護

で両親は、EIサービスに関する控除額や自己負担金などの個人負担費用を支払いません。

保険会社は、EIサービスに対する給付支払 について、保険契約の年間上限または生涯 を通した上限を超える請求を行うことはできません。

保険会社によって弁済されたEIによる訪問によって、 それ以外にお子様またはご家族が医療目的で利用で きる訪問回数を減らすことはできません。

保険会社は、お子様がEIサービスを利用しているという理由のみによって、ご家族の保険契約を解約したり、その更新を拒否することはできません。

保険会社は、お子様がEIサービスを利用しているという理由のみによって、健康保険料を値上げすることはできません。





規制対象外の保険の利用

ご家族が加入している保険がNYS保険法の規制対象外である場合、その保険はあなたが書面による同意書を提出しなければ、請求されません。あなたがEIPサービスの支払いのために規制対象外の保険を使用する書面による同意書を提出する場合、この同意書はすべてのIFSPミーティングで再度サインしなければなりません。

ご家族の保険がNYS保険法の規制対象外である場合、あなたの保険給付は、EIPサービスのために請求された場合に保護されない可能性があります。この場合、その保険はあなたが十分に説明を理解し、書面による同意を行った場合にのみ使用可能となります。

ご両親の責任

メディケイドおよびChild Health Plusを含め、ご家族の保険契約に変更があった場合、できるだけ 早く担当サービス・コーディネーターに 知らせる必要があります。

もし、保険会社からEIサービスに対する小切手が届いた場合、その支払いは誤ってあなたに送られたものです。この支払いは、お子様のEIプロバイダー

または、そのプロバイダーが取引または契約している代理店に直接送付されるべきものです。小切手を換金しないでください。すぐに保険会社に間違いを通知し、担当 サービス・コーディネーターに連絡を取って 保険会社への小切手返還について協力を依頼してください。

あなたが加入されているNYS規制対象の健康保険の会社が、EIサービスに対して、保険契約上で規定された年間および生涯の上限を超える支払いを適用した場合、すぐに保険会社に誤りを通知し、サービス・コーディネーターに連絡を取って協力を求めてください。

医療費支出口座(HSA)の資金が、ご加入されている健康保険の会社によって誤ってお子様のEIサービスの支払いのためにEIサービス・プロバイダーに送金された場合、すぐに担当サービス・コーディネーターに連絡してください。これらの支払はEIプログラムにおいては認められていないため、保険会社から直ちにあなたのHSA口座に返金されなければなりません。あなたのEIプロバイダーは、健康保険会社に連絡し、支払返金の指示を求める責任を負っています。返金は、あなたが利用できる給付に戻されます。





移行:お子様の次のステップ

移行プランは、就学前特別教育サービスやその他の サービスへの移行を含め、EIPから離脱するすべての 子どもたちのために、3才の誕生日またはそれに近 い時期に作成されなければなりません。移行プラン には、ご両親およびお子様がサービスの変更に適応 し、円滑な移行を行うために必要とするあらゆる支 援、サポートおよびサービス を含める必要がありま す。移行プランに関する話し合いは、お子様の最初 のIFSPからスタートする必要があります。中には、 もう一切のサービスを必要としない子どもたちもい ます。一方で、幼児教育プログラムやコミュニティ のその他のサービスに移行する子どもたちやご家族 もいます。もし、あなたやその他の誰かが、あなた のお子様が就学前特別教育サービスの対象となると お考えの場合は、担当サービス・コーディネーター から、お住まいの学区の就学前特別教育委員会 (CPSE)に通知を行います。あなたには、CPSEの

(CPSE) に通知を行います。あなたには、CPSEの通知から「オプトアウト」する機会があります。 で両親が反対すれば、OSCはこの手続きをとることができません。

移行に関するその他の手続きには、以下があります:

- ・担当OSCは、で両親に移行カンファレンスを設ける機会を提供しなければなりません。移行カンファレンスは、お子様を就学前特別教育サービスに紹介すべきかどうかを決定するために、CPSEの委員長(または被指名人)との間で行われるミーティングです。このミーティングを、移行カンファレンスと呼びます。あなたは、移行カンファレンスを開催するかしないかを選ぶことができます。あなたは、カンファレンスの開催について、担当OSCに同意を示すように求められます。
- •移行カンファレンスの開催を辞退した場合、担当OSCは書面による移行情報をご両親に提供します。
- ・移行カンファレンスの開催に同意した場合、担当OSCはで両親、CPSEの委員長/被指名人、およびその他の招集対象となるIFSPのメンバーとの移行カンファレンスを設定します。移行カンファレンスは、お子様がCPSEを通したサービスに初めて対象となる日の遅くとも90日前までに開催する必要があります。担当OSCが、お子様が



初めてCPSEを通したサービスの対象となる時期をあなたにお知らせします。

・移行カンファレンスの開催の有無に関わらず、 あなたはお子様を学区のCPSEに紹介する ことを決定することができます。担当OSCがこ の紹介のお手伝いをいたします。お子様の紹介 は、お子様の誕生日より前に、CPSEがお子様の 評価を行い、就学前特別教育サービスの対象と なるかどうかを判断するために十分な時間をと って行う必要があります。そうでない場合、EIサ ービスの期限は、お子様の3才の誕生日の前日に 終了します。



- ・お子様が紹介されると、CPSEはお子様の評価を 行う方法をお知らせするためにご両親に連絡を取 ります。CPSEは、お子様の評価実施について、 ご両親に書面による同意を要請します。
- ・お子様のEIP記録は、CPSEがお子様の評価方法を 決定する上で利用できる場合があります。担当 サービス・コーディネーターが、あなたと協力 して、評価レポート、およびEIPの中から その他 の活用できそうな記録を特定します。担当OSC は、EIP評価レポート および活用できそうな記録 をCPSE に提供する上で、書面によるあなたの同 意を必要とします。
- ・CPSEは、ご両親からお子様の評価実施に関する 書面による同意を入手してから暦日で60日以内 に、お子様の適格性およびサービスを決定する ためのミーティングを開催し、学区内の教育委 員会に推薦を行わなければなりません。ご両親 は、CPSEの委員長に、あなたの担当OSCを招集 するように依頼することができます。
- ・お子様が就学前特別教育サービスの対象となる場合、お子様のために個別教育プラン(IEP)が作成されます。で両親は、お子様が最初に対象となった時点で就学前特別教育プログラムおよびサービスを開始するか、またはお子様が年齢制限に達するまでEIPにとどまるかを選択することができます。お子様をEIPから離脱させて就学前特別教育サービスを開始することをお決めになった場合、お住まいの学区のCPSEの委員長に連絡する必要があります。
- ・お子様が就学前特別教育に非対象となった場合、 EIPサービスはお子様の3才の誕生日の前日に終了 します。移行サービスは、あなたからのインプッ トに従い作成されます。お子様およびご家族がそ の他のサービスを必要とする場合、プランにはそ れらのサービス、ならびにそれらのサービスを確 保するための手続が含まれます。





親としての権利

親として、あなたにはEIPの下での権利があります。 あなたの権利を説明し、あなたがそれを確実に理解 できるよう努め、それを実行できるように支援する のは、担当サービス・コーディネーターとサービス ・プロバイダーの責任です。例えば、あなたには、 事前書面通知を受ける権利があります。事前書面通 知は、EIOがお子様またはご家族への適切なEIサービ スの特定、評価、サービス設定、または提供を開始 または変更することについて、意図するかまたは拒 否する10営業日前までにEIOから提示されなければ なりません。

あなたには、お子様のEIPに対する適格性に関する 異議もしくは苦情、またはお子様のEIサービスに対 する苦情を解決するために、適正な法的手続を利用 する権利があります。異議または苦情を解決するた めに適正な法的手続きを利用する権利には、次のよ うな、調停、公正な公聴会、およびシステム苦情手 続などがあります: 調停は、お子様の早期介入サービスに関する異議や苦情に対する、任意で秘密厳守の解決方法です。調停は、あなたとEIOができるだけ簡単かつ早期に合意に達することができるように利用されます。これは調停者によって執り行われます。調停者は、お住まいの郡のコミュニティ紛争解決センター

(Community Dispute Resolution Center)により 訓練、認定を受けて、指名されます。彼らは、問題 のあらゆる側面に耳を傾け、公平に対処する技能 を有しています。調停者は、早期介入の専門家で はありません。EIPについて知識を持ち、理解して いる専門の調停者です。

調停者は、関連する問題について協議し、解決策を見出すためにあなたと担当EIOに面会します。あなたとEIOの双方が、解決すべき早期介入サービスに関する懸念を共有する機会を与えられます。調停プロセスは、コミュニティ紛争センターが調停の書面





要求を受領してから30日以内に決着させなければなりません。調停が決着すると、合意内容および未解決の問題を記載した書面合意書が作成されます。担当サービス・コーディネーターは、この合意書があなたのIFSPに確実に追加されるように徹底します。 異議が解決できない場合、担当EIOはあなたが持つその他の権利、公正な公聴会について協議する必要があります。

公正な公聴会は、IFSPにおけるお子様のサービスに ついてEIOとの異議を解決するもう一つの方法です。 調停と同様に、公正な公聴会はご両親の費用負担な く行わなければなりません。評価者によってお子様 にサービスが適用されないと判定された場合にも、 あなたは公正な公聴会を要求することができます。 あなたが、まず最初に調停に参加した場合でも、こ うした問題を解決するために公正な公聴会を要求す ることができます。公正な公聴会を行う前に、調停 に参加する必要はありません。あなたとご家族は、 いずれの選択肢を選ぶこともできます。公正な公聴 会は、公正で偏りのない審理官によって 執り行われ ます。審理官は、保健局長(Commissioner of Health)またはその被指名人によって選任された行 政法判事です。審理官は、あなたかEIOによって行 われた要求について決定する権限を有しています。 審理官は、お子様に関する問題または懸念について 最終決定を下します。

審理において、親とEIOは証言を行い、それぞれの見解を裏付ける証人を招集することもできます。親は、公正な公聴会に、友人、もう一方の親、または弁護士(advocate, attorney)を呼ぶことができます。審理官は、30日以内に決定を下さなければなりません。審理官による決定は、最終決定となります。あなたとEIOには、審理官の決定について法的なレビューを求める権利があります。

公正な公聴会を請求するには、ニューヨーク州保健局早期介入局ディレクター(Director of Bureau of Early Intervention) 宛に書状を送付する必要があります。公正な公聴会は、いつでも請求することができます。ただし、お子様が対象になるかどうかについての苦情については、お子様がサービスの対象外とされた日から6ヵ月以内に請求を行わなければなりません。

調停と公正な審理に加え、EIPの運用について問題をお持ちのご両親にとってもう一つの選択肢は、システム苦情を申し立てることです。問題には以下のような例があります:

- ・早期介入担当者へのお子様の紹介から45日以内 にIFSPが完成しない
- サービスがスケジュール通りに提供されない
- IFSPに記載されたサービスが提供されない
- ・親が許可していない時にお子様にサービスを 提供する
- 衛生上または安全上の懸念がある場所でサービスが提供される

システム苦情は、EIO、サービス・コーディネーター、評価者またはサービス・プロバイダーが法律に基づく自らの職務を果たしていない場合に申し立てることができます。

システム苦情を申し立てるには、ニューヨーク州保健局 早期介入局ディレクター(Director of Bureau of Early Intervention)宛に書状を送付する必要があります。 また、苦情のコピーをサービス・コーディネーター、郡の早期介入担当者、および苦情の対象である早期介入プロバイダーにも送付する必要があります。保健局はあなたの苦情を調査しなければなりません。

保健局に苦情を提出すると、保健局の職員からあなたに連絡をします。その際、あなたの苦情がどのように調査されるか説明があります。これには、あなた、苦情の中で名指しされた人物、および苦情について有用な情報を持つ可能性があるその他の人物へのインタビューが含まれる場合があります。

保健局は、苦情を受領してから60日以内に調査を完了しなければなりません。調査が完了すると、苦情に対する書面による回答があなたに届けられます。この回答は、調査結果を提供し、取られるべき措置を特定します。保健局は、問題を是正するためのすべての手続が実施されるように徹底する責任を負っています。

これらの手続きの参考となるサンプルレターを19ページ以降に掲載しています。

早期介入プログラム 連絡先情報



早期介入プログラムに関する詳細情報については、以下にお問い合わせください:

New York State Department of Health Bureau of Early Intervention Corning Tower Building, Room 287 Empire State Plaza Albany, New York 12237-0660

(518) 473-7016 Fax: (518) 486-1090

Eメール: beipub@health.ny.gov

で両親のためのよくある質問、EIP規則、関連用語および略語、およびあなたの地元のEIPの電話番号は、次のウェブサイトに掲載されています:

www.health.ny.gov/community/infants_ children/early_intervention/county_eip.htm

早期介入に関する詳細情報については、以下の連絡先にお問い合わせください:

「Growing Up Healthy」 24時間ホットライン **1-800-522-5006**

ニューヨーク市からは、311におかけください

Early Childhood Direction Centers
New York State Education Department
(アーリー・チャイルドフッド・ディレクション・センターニューヨーク州教育局)

www.p12.nysed.gov/specialed/techassist/ecdc/ (518) 486-7462

TTY: **(518) 474-5652**

New York Parent and Kid Connection Helpline (ニューヨーク・ペアレント・アンド・キッド・コネクション:ヘルプライン)

1-800-345-KIDS (5437)

(対応時間、月~金、午前9時~午後5時まで)

NYS Justice Center for the Protection of People with Special Needs (ニューヨーク州ジャスティス・センター・フォー・プロテクション・オブ・ピープル・ウィズ・スペシャル・ニーズ)

www.justicecenter.ny.gov/servicessupports/advocacy

1-800-624-4143 Information and Referral(月曜日~金曜日、8:午前8:30~午後4:30)

TTY: **7-1-1**にダイヤルしてNYS Relayに接続し、オペレーターに**1-800-624-4143**とお伝えください

Assistive Technology (TRAID) Program (アシスティブ・テクノロジー(TRAID)プログラム) www.justicecenter.ny.gov/services-supports/assistive-technology-traid

Parent to Parent of New York State (ペアレント・トゥ・ペアレント・オブ・ニューヨーク・ステイト)

www.parenttoparentnys.org (518) 381-4530 または 1-800-305-8817

Parent Training and Information Centers (ペアレント・トレーニング・アンド・インフォメーション・センター)

www.parenttip.org

州全体(NYC除く) **(585) 546-1700** ニューヨーク州のみ: **1-800-650-4967**

Starbridge

(ニューヨーク市の5つの行政区を除く州全体)

www.starbridgeinc.org (585) 546-1700 または 1-800-650-4967 (NYSの場合)

INCLUDEnyc

(ニューヨーク市の5つの行政区にサービスを提供) (以前は、Resources forChildren with Special Needs)

www.includenyc.org (212) 677-4650

Advocates for Children of New York (アドボケーツ・フォー・チルドレン・オブ・ニュー ヨーク)

(ニューヨーク市の5つの行政区にサービスを提供)

www.advocatesforchildren.org 1-800-427-6033 または (212) 947-9779



「早期介入ステップ」チャート



家族の懸念



1. 紹介 (両親が反対しない限り)

- 紹介ソースまたは両親が、お子様に発達遅滞ま たは障害あるのではと疑う
- ・家族に、早期介入プログラム(EIP)の給付が伝えらえる
- ・特定から2日以内にお子様が早期介入担当者 (EIO) に紹介される
- ・EIOがイニシャル・サービス・コーディネーターを選任する

2. イニシャル・サービス・ コーディネーター

- EIPに関する情報を提供する
- ご家族に権利をお知らせする
- •評価者のリストを確認する

・対象・対象外を決定する

•家族評価(任意)

3. 評価*

・保険/メディケイドの情報を取得する

・家族別サービスプラン(IFSP) のための情報収集

・IFSPに先立ち概要と

レポートを提出

• その他の関連情報を取得する

- ご家族が望む成果を明らかにする
- ・早期介入サービスを特定
- ご家族とEIOがIFSPに同意
- ・継続的サービス・コーディネーター(OSC)の選任
- EIOが社会保障番号を取得

4. IFSPミーティング*

(お子様が対象の場合)

•書面プランの作成

発達分野

- 認知
- ・身体(視覚および聴覚を含む)
- 意思疎通
- 社会/情緒
- 適応性発達

早期介入サービスを特定する* ・心理的サービス

・レスパイト・サービス

• 社会福祉サービス

• サービス調整

•特別支援教育

•言語病理学

• 視覚サービス

• 医療サービス

送迎および関連費用

- ・支援技術機器と サービス
- ・聴覚サービス
- •家族トレーニング、 カウンセリング、 家庭訪問、両親 サポートグループ
- 診断または評価目的 に限られた医療 サービス
- •看護サービス
- ・栄養食サービス
- 作業療法
- 理学療法

5. IFSP 6ヵ月レビュー、年次評価

- ・成果、戦略 および/または サービスを継続、追加、

- 修正または削除するかを決定する
- ・で両親からの要請があれば、より早期にレビューを実施する(で両親がサービス追加を要請した場合、EIOが追加評価を行う場合があります)

*親/保護者は適正な法的手続きを利用することができます。

評価、IFSP、IFSPに含まれるサービス提供および移行には、 親/保護者の同意が必要になります。

6. 移行

- ・IFSPには移行プランが含まれる
- ・以下への移行:
 - 教育法の第4410条に基づくサ ービス(3-5システム)
 - その他の幼児教育サービス(必 要に応じ)

10/15



あなたのお子様を紹介するには

(日付を挿入)

(早期介入担当者の氏名を挿入) (番地) (市/州/郵便番号)

(早期介入担当者の氏名を挿入) 様

私は、私の子ども、(お子様のお名前)を早期介入プログラムに紹介したいと考えております。私の子どもは(お子様の年齢)歳で、発達上の問題があるようです。私は、サービス・コーディネーターから連絡を受け、プログラムに関する説明を受け、提供されるリストの中から評価者を選任することになることを理解しております。また、早期介入ステップ「早期介入プログラムに関するご両親のための基本ガイド」が提供されることも理解しております。

なお、私にご連絡をいただく場合、最も都合の良い日時は(日付と時間を挿入)です。

よろしくお願いいたします。

(ご署名)

(お名前を挿入)

(番地)

(市/州/郵便番号)

(郡)

お子様の記録の確認を依頼する方法

(日付を挿入)

早期介入担当者 (名前を挿入) (番地) (市/州/郵便番号)

(早期介入担当者/サービス・プロバイダー/サービス・コーディネーター/評価者)様:

私は、(サービス・プロバイダーの名前)の早期介入サービスを利用している私の子ども、(お子様のお名前)の記録を確認したいと考えております。

私は、疑問がある場合には、自分に説明された記録の中の情報を入手し、 私が選任した者に私に代わって記録を確認させることができることを理解 しております。

なお、私にご連絡をいただく場合、最も都合の良い日時は(日付と時間を 挿入)です。

よろしくお願いいたします。

(ご署名) (お名前を挿入) (番地) (市/州/郵便番号) (郡) (エリアコード/電話番号)

調停を依頼するには

(日付を挿入)

早期介入担当者 (名前を挿入) (名前を挿入) 郡政府部門 (番地) (市/州/郵便番号)

(早期介入担当者の氏名を挿入) 様

私が抱えている懸念をサービス・コーディネーターと郡の EIO と共有すると、私たちは(お子様の氏名を挿入)に対する早期介入サービスの提供に関して合意に達することができなくなります。したがって、私は**調停を**申し立てようと思います。

私たちは以下に関して同意できません:

(該当するものをすべてチェック)

- □ 早期介入プログラムに対する私の子どもの資格。私は、私の子どもにサービスを受ける 資格がないと分かった場合に調停の申し立てを行うには、その日から6か月以内でなけれ ばならないことを理解しています。
- □ 私の子どもと家族に対して早期介入サービスまたは評価を依頼しました。
- □ 私の子どもと家族に対する早期介入サービスまたは評価の提供を郡に拒否されました。
- □ 私の子どもと家族に対する早期介入サービスまたは評価に変更を加えます。

(簡単な説明を挿入)

- 1. あなたのお子様とご家族には現在、どの早期介入サービスが提供されていますか?
- 2. あなたが同意できない各部分について、どのような点に同意できないのかをご説明ください。
- 3. 重要な事実と、他者に読んでもらうことが重要と思われる文書のコピー、またはそのいずれかをご提供ください。
- 4. あなたの解決案(複数可)を共有してください。

私は、私の申し立てが受領されてから2日以内に EIO が適切なコミュニティ紛争解決センター (CDRC) に対して私の調停申し立てを書面にて通知することを理解しています。 EIO は通知書のコピーをサービス・コーディネーターと私に同時に送付します。 CDRC は申立書を受領したら私と EIO に連絡し、調停プロセスについて話し合います。

なお、私にご連絡をいただく場合、最も都合の良い日時は(日付と時間を挿入)です。

よろしくお願いいたします。

(ご署名)

(お名前を挿入)

(番地/私書箱)

(市/州/郵便番号)

(郡)

公正公聴会を請求するには

(日付を挿入)

早期介入局長 NYS Department of Health Corning Tower Building Room 287 Empire State Plaza Albany, New York 12237-0660

局長殿:

私が抱えている懸念をサービス・コーディネーターと郡の 早期介入担当者と共有すると、私たちは私の子どもに対する早期介入サービスの提供に関して合意に達することができなくなります。 したがって私は、私の子ども(お子様の氏名を挿入)のために早期介入サービスの提供に関する 公正公聴会を開くよう依頼したいと思います。

私たちは以下に関して同意できません:

(該当するものをすべてチェック)

- □ 早期介入プログラムに対する私の子どもの資格。私は、私の子どもにサービスを受ける資格がないと分かった場合に公正公聴会の開催を依頼するには、その日から6か月以内でなければならないことを理解しています。
- □ 私の子どもと家族に対して早期介入サービスまたは評価を依頼しました。
- □ 私の子どもと家族に対する早期介入サービスまたは評価の提供を郡に拒否されました。
- □ 私の子どもと家族に対する早期介入サービスまたは評価に変更を加えます。

(簡単な説明を挿入)

- 1. あなたのお子様とご家族には現在、どの早期介入サービスが提供されていますか?
- 2. あなたが同意できない各部分について、どのような点に同意できないのかをご説明ください。
- 3. 重要な事実と、他者に読んでもらうことが重要と思われる文書のコピー、またはそのいずれかをご提供ください。証人になり得ると思われる人物や、関連情報を持っている可能性があると思われる人物がほかにもいる場合、それらの人物の名前と、それらの人物を重要と思う理由を記入してください。
- 4. あなたの解決案(複数可)を共有してください。

私は、ニューヨーク州保険局の職員がこの書状を受領して私に連絡を取ることを理解しています。 なお、私にご連絡をいただく場合、最も都合の良い日時は(日付と時間を挿入)です。

よろしくお願いいたします。

(ご署名) (お名前を挿入) (番地/私書箱) (市/州/郵便番号)

(郡)

システム苦情を提出するには

(日付を挿入)

早期介入局長 NYS Department of Health Corning Tower Building Room 287 Empire State Plaza Albany, New York 12237-0660

局長殿:

私は私の懸念事項について、サービス・コーディネーター、早期介入(EI)提供者、郡、または州とともに非公式に対処できることを認識しています。ただし私は、EI提供者や郡、州が、連邦規制基準のタイトル34のパートC、またはニューヨーク州法規タイトル10のサブパート69-4、または保険法アーティクル25のタイトルII-Aに違反したと考えているため、**正式なシステム苦情を申し立て**たいと思います。

□ この EI システム苦情で申し立てる違反の内容を提示してください:

(問題の概要を挿入し、システム苦情に関連した事実を含めてください。 システム苦情に関する追加資料も添付してください。)

□ その違反が特定の子どもに関連する場合:

(そのお子様の氏名/生年月日/住所/居住国を挿入してください。)

(EI サービス提供者の名前、サービス・コーディネーターの名前、そのお子様にサービスを提供する EI 機関の名前を挿入してください。)

(違反に対する解決案や違反により生じる結果を挿入してください。)

私は以下を理解しています:

- ニューヨーク州保険局が本状を受領するまでの1年間に違反申し立てが発生した場合、同保険局のみが対象の違反を調査できる。
- システム苦情が受領され、その苦情が公正公聴会または調停の対象となるものであった場合、同保 険局は、システム苦情の中で対処されている部分については対象から除外しなければならない。
- 問題が発生し、それが、同じ当事者が関与する調停または公正公聴会で以前に決定されたものであった場合、調停または公正公聴会の決定が尊重される。
- 私のシステム苦情の受付日から60日以内に当該苦情の調査が実施される。私は聞き取り調査を受ける可能性があり、私は書面による返答を受け取る。
- システム苦情に関して例外的な状況がある場合、または当事者が調停への参加を希望している場合は、スケジュールが延長される可能性がある。
- 私はこのシステム苦情を同保険局に送付すると同時に、以下を実施する必要があります:
 - 私はこのシステム苦情のコピーを以下に転送します:
 - ・ システム苦情が子どもを対象としている場合は私の子どものサービス・コーディネーター
 - 郡の早期介入担当者または早期介入責任者
 - このシステム苦情の対象となる EI 提供者
- 私は同保険局に対して、私の代わりに上記の当事者にシステム苦情を転送するよう依頼します。 なお、私にご連絡をいただく場合、最も都合の良い日時は(日付と時間を挿入)です。

よろしくお願いいたします。

(ご署名)

(お名前を挿入)

(番地/私書箱)

(市/州/郵便番号)

(郡)

メモ





=ューヨーク州早期介入プログラムは、プログラムおよび活動の加入またはアクセス、もしくは取扱い、または 雇用において差別をいたしません。

もし、あなたがニューヨーク州早期介入プログラムににおける加入またはアクセス、もしくは取扱い、または雇用において差別 されたと感じたら、その他の権利や救済措置に加え、以下にご相談いただくことができます: Bureau of Early Intervention, New York State Department of Health, Empire State Plaza, Corning Tower, Room 287, Albany, NY 12237-0660.

以下から私たちをフォローしてください: health.ny.gov

health.ny.gov facebook.com/nysdoh twitter.com/healthnygov youtube.com/nysdoh



4808 (Japanese) 6/18